

倉敷市環境審議会（平成18年度第4回）議事要旨

日 時 平成19年 1月25日（木）

10時10分～12時20分

場 所 消防局4階 講堂

出席委員 青山会長 鳥越副会長 阿川委員 上廣委員 遠藤委員 小田委員 川上委員
小林委員 小山委員 榊原委員 中田委員 高田委員 福留委員 山崎委員
湯浅委員 渡部委員

事務局 〈環境部〉中西部長 田口参事 片岡参事
〈環境政策課〉柵屋課長 三宅課長主幹 永瀬主幹 前田係長 廣畑係長
岡本係長 平口技師 久保木主事 原田事務員
〈環境監視センター〉阿部所長
〈公園緑地課〉森本課長 光岡主幹
〈一般廃棄物対策課〉難波係長 安部主任

傍聴者 2名

〈開会〉

1 開会挨拶

2 議事

（会長）議事録署名委員に小山委員、榊原委員を指名する。

（1）倉敷市環境基本計画について説明をお願いします。

（事務局）今回の資料は、前回の審議会や市民の皆さまからの意見を踏まえて修正を加えたものである。主な修正点について報告する。

海洋ゴミに関して（p16、p62）、NPOに関する注釈（p16）、工業地帯の夜景について（p22）、玉島の人工島（ハーバーアイランド）について（p22、p79）、ESDについて（p28）の追加や修正を行っている。そのほか、協働に関する注釈（p32）、環境物品の購入について（p60）、廃棄物に関する事業者への指導（p62）、野外焼却の例外規定（p63）、自然史博物館について（p64）などの追加や修正を行っている。また、サウンドスケープについて項目の移動を行った（p44）。

（会長）主な修正箇所について説明があったが、意見はあるか？

（委員）今回の改定で、注釈が充実して良い。

「トリクロロエチレン」「テトラクロロエチレン」「ジクロロメタン」の注釈（p10）は、内容が古く不適切であり修正をお願いしたい。

（事務局）確認する。

（委員）市民からの意見を取り入れて丁寧に回答されており嬉しい。温室効果ガス総排出量に関する部分（p26）は平成17年度のデータ（速報値）を用いてはどうか。

（事務局）その方向で検討する。

(会長) NPOの定義はあるが、NGOと違う概念として使い分けているのか？(p 28)

(事務局) 民間団体には営利と非営利があるので、非営利のものについてはNPOという言葉を使っている。NGOについては、「持続可能な開発のための教育の10年」を国連に提案したのが日本のNGOと政府であったことから、この部分ではNGOという言葉を使っている。NGOは定義していない。

(会長) NGOが1カ所のみであれば無くてもよいかもしれないが、NPOの定義があるなら、NGOの定義があってもよいのではないか。

(事務局) この文章のNGOを、NPOと変えてもそんなに間違いではないと思うが。

(会長) 変更してほしいわけではない。NPOとNGOを区別するなら、定義を明らかにしていたほうがよいのではということだ。

海洋ゴミの処分について市は「協力する」となっている(p 62)が、ほかに海洋ゴミを処理する主体があるのか？

(事務局) 現状では市として単独で処理するのは難しいので、漁協等で集めてもらい、市が処分場に受け入れ、無料で処分している。

(委員) 事業者・市民の「環境物品」(p 61)と市が購入する「特定調達物品」(p 91)との違いは？

産業廃棄物処分場の調査(p 89)は、有害金属についてのみか？揮発性有機化合物等についても調査していたと思うが？

(会長) 地下水の揮発性有機化合物の分析も、県で行われていたと思う。

(事務局) 環境物品等の件について、「特定調達物品」というのは、市が購入する物品についてである。グリーン購入法に基づいて環境物品の購入方針を策定する予定であり、それに基づいて特定調達物品の調達率を100%にするということである。

(会長)「環境物品」との違いは何か？重複しているものもあるが、倉敷市独自に定めるということか。

(事務局) 市として特定調達物品を定める、ということである。

(委員) 特定調達物品は、法律で定められている。環境物品というのは、(環境)負荷の低い物品を総称している。そのように解釈してはいいか？

(会長) 倉敷市固有のものではなく、別のところで定められているということか。

(事務局)「特定調達物品」は国が定めているが、その中から市として購入可能な物品を決めて、その調達率を100%とする。

(会長) p 61の「環境物品」を率先して調達するのが市の役割で、p 91では環境物品のことにはふれずに、特定調達物品を定めて、これだけを100%にするのが目標、という解釈でいいか？これを見ただけではわかりにくい。注釈を入れたほうがよいのであれば、文章に、特に「倉敷市が定めた、」等を加えてはどうか。中身はともかく、範囲がわかる。

(事務局) 検討する。

(委員) 特定調達品目等の調達率に、100%をつける必要があるのか？

(事務局)「特定調達物品」を市が定め、物品を購入するときは、できるだけその中から購入することとする。

(委員) それが市民にとってプラスであるから100%なのか？

(委員) 重点施策の主体は何か？

(会長) 前の方は市とか市民とか主体が明らかだったが、重点施策の主体は、市か？市の中で、という意味か？

(事務局) そうである。

(会長) 市民に強制するものではない。

(委員) わかりました。

(事務局) 有害金属の調査（p 89）について。ご指摘のとおりであり、訂正する。

(委員) 前回の基本計画の中には意見公募の結果が載っていた。今回の基本計画ではどうか？

(事務局) 前回同様にする予定である。

(委員) ホームページでも公開の予定があるか？

(事務局) その予定である。

(会長) 今までの意見・議論をまとめる。

NGOとNPOについて（p 28）。NGOはここでしか使われていないが、注釈に入れるかどうかについては検討すること。それ以外のところでは、NPOの語で統一している。

「環境物品」（p 61）と「特定調達物品」（p 91）について。「特定調達物品」は「環境物品」のなかから市が独自に定める。これについては注釈に入れるかどうか検討する。達成率100%の主体は市である。市民については努力をお願いします。

産業廃棄物処分場の周辺の地下水調査（p 89）は、有害物質について、と修正する。

化学物質の定義が古いという指摘があった。適切な用語説明に努めること。

市民から寄せられたパブリックコメントについては、ホームページ等でも公開する。一般市民から得た意見なので、きちんと返すことが市の責務としてあると思う。

(委員) 判断の根拠になるのが数値であり、予算や実績の数値など必要な数値を示してほしい。基本計画の実施計画にある数値というのを明らかにしてほしい。ホームページには載っているが、資料の1つとしてお願いしたい。

(会長) 基本計画の中にも具体的な目標数値があったほうがよいということか？

(委員) そうである。

(会長) 緑については後ほど。環境基本計画には実施計画もあるのであるから、何%にもっていくという具体的な数字が出てほしい。基本計画の中で具体的な数値をあげることは別として、いかがか？

(事務局) 環境白書に記載している。基本計画の実績報告という形で環境白書を見ていただけるとありがたい。

(委員) 前のネイチャープランには数値が入っており、判断がしやすかった。出すことが出来るのなら最初から付けておいてほしい。

(会長) 基本計画については、いかがか？今日議論した中で、そこまで数字を求めるかどうかである。実施計画においては具体的な数字が必要である。基本計画の中では、協力する・努力する・努めるという言葉が多く出てくるが、具体的な数値目標を上げることは難しいと思われる。

(事務局) 予算という点では難しい。

(委員) ホームページなどを見ると、事業評価書等が出ているが、実施計画もつながりがあるのではないか。関連があるのなら数値も入れておいてほしい。

(事務局) 基本計画は長期的なことになるので、予算が決まった時点のものであれば公表できるが、長期的なことは難しい。

(会長) 計画の中では年度毎である。例えば5年間の実施計画目標的なことは、今の行政では出来ないということか。行政として難しいのは理解できるが、市民サイドとしては…。

(事務局) 環境基本計画には、基本的な計画部分と実施面とがある。個々の施策の内容についてはそれぞれの年度で予算を通じて実行している。そこで具体的な数値が出てくれば、ホームページや審議会などで公開、報告することができる。

(会長) 実施計画のほうで出来るかぎり数値目標を上げるということ。行政は、予算が決まらないうと出来ないで単年度計画になるかも知れないが、例えば、歳出を基準年度の6%削減すると定めているが、単年度の計画ではなくて、5年、10年先の計画となる。同じように倉敷市環境基本計画に基づく実施計画の中で、その中には単年度のものもあれば長期的なものもあって、その長期的な目標の中では何%削減するというようなことが具体的に上がっていれば、今年度はどこまで実現したか、今年度でできなかったことは来年度どのくらい回復すればよいか、等と、具体的に行動にもつながると思う。そのような意味で、行政実施計画は単年度の予算が決まってからということも重要ではあるけれど、長期的な実施計画・目標もつくってもらいたいというのが市民サイドの要求である。理解いただけるか？

(委員) 倉敷市第五次総合計画と整合性を図る、ということになっているが、財政計画も入っている。アバウトだが、環境基本計画・実施計画は入れられないのか。財政当局が作っているの、各部局がもっているそれぞれの計画を、財政計画も含めて総合したものではないと思うが、可能なら、各部局が作った実施計画をまとめた総合計画にすべきだ。実現は無理だと思うので意見である。

(委員) 今回の見直しは、環境基本計画の目標達成のための施策取組状況調査表を検討するところから審議が始まった。その際、ひとつひとつの事業の予算と執行の状況がわかるような表がないか問い合わせた。そのほうが、こうした文言をみるよりも状況がよく解ると考えるからである。そのときは、事務事業評価がでているのでそちらで見てほしいという回答をもらった。確かに全事務事業が公表されているが、1600の事務事業の中から環境に関するものを取り出すのは不可能なので、次回、こういう機会があったら、取組状況のところにそういう金額も資料として出してくれるとありがたい。

(会長) すぐには、難しい要求かもしれないが、本来、環境計画というのは、5年後、10年後にどういった環境が望ましいか、そこから遡っていま何をするのが望ましいかを定めるのが実施計画だと思うので、10%の目標が8%しか達成できなくても、仕方がないが、目標に数値が上がっていて、その目標に向かって努力することが重要であり、市民もそういったところに評価があると思われる。「先のことは見えないけれど今年これだけ出来た」というよりも、数値が出たほうが理解しやすい。これが5年も経っても同じ状況であると、市民のほうから苦情があると思うが、新しい行政のあり方が問われていると思うので、検討をお願いしたい。

(事務局) 検討課題とする。

(会長) 環境基本計画について、さらに要望・意見等がある場合は事務局へ。審議会の議論としてはこれで終了する。

(事務局) 審議会としては今回が最後ということで、今後、審議会より答申をお願いする。

(会長) では、まだ言い足りないことは答申前に事務局の方へお願いする。

答申前に、本日以降、変更された基本計画を見ることはできるのか？委員への報告は？

(事務局) 答申は、会長・副会長に一任ということでお願いしたい。

(会長) いかか？今日の意見は理解しているつもりなので反映されるようにする。答申内容として

は一任させてもらうということで取扱いする。

(2) 倉敷市緑の基本計画について説明を願う。

(事務局) 資料をもとに計画改定の考え方について説明する。

倉敷市緑の基本計画(以下、シンフォニー計画)は、貴重な緑の保全、新たな緑の創出、失われた緑の回復・育成、21世紀に向けて快適な都市環境の創造を図るために策定している。これまでの緑を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、合併した船穂地区、真備地区を含めた新たな時代のニーズに適合する計画を策定するものである。

「倉敷市第五次総合計画後期基本計画」「『ひと、輝くまち 倉敷。』推進計画」「都市計画マスタープラン」「倉敷市環境基本計画」「倉敷市景観計画」などの諸計画及び諸事業との整合を図りつつ、都市緑地法に基づく「倉敷市緑の基本計画」として改定するものである。

改定にあたっては、1) 1市2町の合併、2) 環境保全面での充実、3) レクリエーション面での充実、4) シンフォニー計画での現況と取り組み状況の把握、5) 市民意向、6) 重点地区・重点プロジェクトの6つの視点から検討する。

緑の現況、市民緑化活動の現状は、資料(p3～p7)に示すとおりである。

緑化推進に関する市民意向については、昨年8月末から9月12日にかけて市民意識調査を実施し、倉敷花と緑の推進会議会員及び一般市民から回答があった。その結果を資料のp9からp16まで記載しており、自由意見についての回答は、検討の上、ホームページ等に掲載する予定である。

緑の基本計画の成果では、平成7年では6.7㎡/人だった公園緑地が、平成17年には、箇所数にして200箇所弱、面積にして50ha、市民1人あたりでは約1㎡増えているほか、倉敷駅周辺地区などの緑化重点地区での公園緑地の整備、緑化の推進などの着実な成果が得られている(p17)。

一方、近隣公園は整備水準の半分以下にしか達していないため、今後優先的に整備することが必要であるほか、災害時に都市公園が果たす延焼遮断帯、被災後の生活の場等の機能としての身近な住区基幹公園の優先的な整備などを課題としてとらえている(p18)。

p20では、今後10年間の人口フレームと区域面積を述べている。人口は今後伸び悩み、やや減少する見通しである。面積については、差はないと思われる。

p22は、現在の倉敷市の市域を示している。小さく区切っている地区は、平成5年3月に岡山県が策定した岡山県南広域都市計画「緑のマスタープラン」で設定された区画割り、住区を参考にして、この住区内に住民一人当たり住区公園が1㎡以上となるように、今後目標をたててやっていく。下は県南広域都市計画のマスタープランの図面で、これを活用して上の図をつくり、作業している。

計画の目標水準については(p24)、将来市街地面積に対する面積及び割合が約3,500ha、平成16年度末における緑地の確保量が約3,000haである。都市計画区域面積に対する面積及び割合は、平成16年度末に約18,400haであり、108%にあたる。都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準では、本市の都市計画区域内には、平成7年3月31日現在で都市公園およびこれらに準ずる緑地や公共の緑が463.97haあり、1人当たり10.97㎡となっている。平成8年度を初年度とする20年後の目標年次である平成27年度には、都市公園の緑地が1人当たり20㎡以上となるよう、都市公園を中心に整備を進めることとする。

(会長) 10年前にシンフォニー計画を策定して、ほぼ5年ごとに行う、これは中間報告である。具体的なことは緑化推進会議で議論されているとのことだが、質問・意見等があるか？

(委員) 緑の基本計画についての説明が最初の審議会であるのが望ましかった。

資料 p 24 では空欄であるが、シンフォニー計画の中では市内の緑地の割合は、27.6%ではなかったか？

この数字の根拠が知りたい。また、現在はわかるけれど、この緑化率になるまでの推移を知りたいと最初の審議会のときからお願いしている。今日の資料の中でもこの数値の根拠になるものは含まれていないと思うがいかがか？

(事務局) 基本計画策定の仕事は、日本緑化センターに頼んでいる。10年前の27.6%から現在に至るまでの細かい作業を詳しく聞いて委員にお知らせするようにする。

(委員) 私個人の話ではない。この数字を生活実感の中にどう当てはめるか考えている。これが少ないのか多いのかもわからない。公園の数値、花を植えているということはわかるが、市民生活の中の緑化とか緑化率、ということが、この計画の中にはない。27.6%というのは市民生活とはかけ離れた数字とみなせばよいのか。

(事務局) 市民生活の中ではどういうことか？

(委員) わざわざ出かけていく公園等には緑が多いが、自分が住んでいる地域、身近なところは緑が減っていると感じる。そのことがこの数値に入っているのか？

(事務局) 公共施設における緑化ということか？民有地の緑化等も考慮しながらやっている。

(委員) 町内込み？

(事務局) 全体を含めた数値がどういうふうな格好であらわれているか、ということか？

(委員) 27.6%という数字を出しているが、その根拠があるはずであるので知りたい。今日の資料にあるかと思って期待していた。それが不要でないというのなら、そうですか、ということになるが。

(会長) この27.6%という数字は、倉敷市の市街化区域の緑化率を示していると思われる。身近に緑を実感できるようであれば、緑化率は何%でも問題ではない。少なくとも目標として27.6%という数字を出しているが、その根拠は何か、という意味の質問である。

緑豊かな倉敷市の街というのは、どういう街なのか？そのイメージにあった目標があつて、それでこの目標数値なのか？市民の実感が大事というのであれば、数字ではなく、緑のあり方が問題になってくる。行政的には数値目標を出すというのが課題になるが、どういう緑のあり方にするのか。実感できるような緑豊かな街というものを考えてほしい。30%という目標は、アンケートの結果を参考にしているという説明があつた。市民の満足度という点から、この数値が当面の緑の存在率という目標になっていると思う。この10年間で、どのように変ってきたか知りたいという質問であるが、いかがか。

(事務局) シンフォニー計画(冊子)のp7でも述べているが、この当時の市街化区域内の緑地面積の率が27.6%ということである。数値目標としては、30%ということである。

(会長) もう少し質問の意図をいうと、船穂町と真備町が新しく行政地区として加わったが、船穂町も真備町も、緑の多い地域である。そういった地域にも機械的に平等にするのがいいのか。新しく加わった地域のどこに緑が必要か分析して、設定するのが、地元にとっても重要なことであると思う。行政区域に加わったからといって一律に増やさなければならない、という認識はいかがかと思う。要望があるかもしれないが、この地域の緑を活かす形での計画を作ることが重要ではないか。とにかく数を増やすのでは、一般の方の認識と違う。

(事務局) 参考であるが、合併直後(17年度末)の旧船穂町・真備町での、一人当たりの公園の面積はそれぞれ15.7㎡/人、9.00㎡/人である。これは旧倉敷市(7.71㎡/人)よりも大幅に多い。

(会長) 旧2町は緑の豊かな地域である。そこに新たに緑化重点地区を設けるというのは、どういう意味をもつのか？それをどう活かすかというほうが重要で、地区指定のあり方、地域の重点化が旧倉敷市の市街地化とは違ったあり方があるのではないかと。同じような意味で、緑化率が27.6%でも、市民の実感としては緑豊かな倉敷市であるというのがわからない。わかるようにするには何をすべきか。その結果として緑化率の目標が30%や35%であるというほうが、理解できるのではないかと。

(委員) この10年間で公園が増えたというが、どんなところが公園になったのか？宮脇先生という方が地球規模で森林をつくろうと活躍している。人が緑を求めるというのは、公園を求めるのではなくて、森林を求めているのではないかと。緑化率30%がいいのかどうか以前に、市民が何を緑として求めているのか、ということを前提に計画があるべきでは。緑が増えた、公園が増えたといっても、これでは緑の基本計画ではなく公園の立地計画である。

県の統計では、倉敷市は森林の率が低い。公園は整備されて踏み込みやすいが、そこで安らぎを得られるわけではないと思う。市の方針として公園を、ということであれば、ここでいう緑地、緑化というのは何のことか？森林を切り開いて公園にしたのでは本末転倒ではないか。緑地にお金をかけて公共施設として整備したものを、市民がどういった形で受け取っているのか念頭においてほしい。『地球を緑に戻していく』という方針で取り入れてほしい。

(会長) 緑化の考え方の基本である。市民がその点をどう考えているかは、今回のアンケートの問3にある。「あなたが、これから「緑」を守り増やしたいと考えるのはどのような所の緑ですか。」に対し、「公園の緑」「街路の緑」「集合住宅などの共同の広場の緑」が多くなっている。この中の「公園の緑」というのは、公園がほしい、というのとは異なる。そのあたり、緑をどう考えて、どう増やしていくのか。先ほど27.6%の緑地のうち、59.4%が農地・牧草地である。これをつぶして公園にしたのでは意味がない。どのような緑の街にするか、その中で倉敷市の緑はこう、公園はこう、街路樹はこう、等と具体的な計画があればわかりやすい。

(事務局) 当初のシンフォニー計画(冊子p21)に、保全すべきところは保全すると述べている。これは維持する方向とする。全てを公園にするのではなく、できれば風致地区に指定して、開発を抑制する等、将来にわたって守っていくという考えである。

(会長) 当初の考え方に基づいて今の施策もあると思う。その上での評価である。数字で表せればもっと望ましい。何でもかんでも締め付けるのではなく、p21にあるような「工業地域と住居地域を分離する緑地の整備」、この目標がどうなったとか、「都市の骨格を形成するグリーンベルトの保全・創出」の結果がこうであるとか、そういった評価がほしかった。

(委員) 宮脇先生の話があったが、この方の宮脇メソッドによると、森林が潜在自然植生(岡山ではシイ・カシ・タブ)にあると、地震等の災害に強い、ということである。この思想を取り入れてはどうか。環境基本計画の中で、動植物の現状を的確に把握できている(p6)と思う。潜在自然植生のことが書いてあり、常緑広葉樹に向かってこの地区が遷移していることが良いことと書いているが、自然度が高いが人には利用しにくいと分析している。しかし、ネイチャープランの「3緑と自然景観の保全」では、自然緑地の保全、自然景観を保つと述べている。矛盾を感じるのでこのあたりを整理しなければ、これは景観が良いからこうだ、ということになると思う。緑地の定義もあるが、自然緑

地とは何か、あるいは自然景観とは何か、この考え方、思想がはっきりしていないと、行政に反映しないのではないか。行政のポリシーの根幹になるのではないか。

（会長）質問が大きいが、お答えいただけるか？

（事務局）景観ということでお話しいただいたが、計画の位置付けのなかで、「都市計画マスタープラン」、「倉敷市景観計画」（現在策定中）との整合性を図ることとしている。景観的にすばらしいところは保全しようというのは、緑の基本計画も景観計画も同じである。景観的にすばらしいところは、何らかの法的規制をかけながら残そうという考え方である。山林だけでなく、市街地でも同じ考え方だ。景観計画は平成19年度策定の予定で、現在すりあわせをしているところである。

（委員）具体的に気になる点があるので参考までに指摘しておく。

鷺羽山は、林野火災の後の自然緑地の復元ということで松を植えているが、松はもともと鷺羽山の自然植生ではなく人工植生である。火災のあとに植えた松が大きくなって遊歩道を隠すようになり、景観を害している。松は人間が手入れしてやらないと荒れた松になる。宮脇先生の手法でやれば、景観と生態のバランスがとれ、将来の火災まで予防できる植林ができたのではないかと。松ばかり植えて、かえって景観を害している。こういったことがほかに無いように、というのが1点。

2点目は真備町の竹藪である。これも非常に良いとしているが、手入れが十分でなく荒れている状況である。観光地になった箭田大塚古墳の周辺はボランティアで竹を切って、整備している。竹は人が入って整備することで保全されてきた。人との共生で景観が保たれている。こういうものもあるので、そういうきめ細かいところまで計画でやってほしい。

もう1つ、大平山の頂上は展望が良い。植栽を考えて、切っても良い分まできちんと手を加えて市民が利用できるようにしている。そういうことも必要である。よって、宮脇先生の方法と、人が手を加える方法の両方でやっていったら良い。

（会長）今回は経過報告ということで現況をお話いただいた。

（委員）緑の基本計画の見直しのやり方について質問がある。今回の審議会で話し合って、3月に完成になるのか？

（事務局）倉敷市緑化推進本部（本部長：助役）のなかで緑化本部会議というのがあり、そこにかかる予定である。組み立てとしては、庁内の作業部会、その上に幹部会、その上に推進本部がある。環境審議会だけで終わるという計画ではない。今後課題を整理した中で緑化推進本部にかかることになる。

（委員）環境基本計画はほぼ1年かけて審議してきて、意見も出し合ったが、緑の基本計画については今回初めてたたき台のようなものを見、これから始まるような気がする。これで終わりであると、十分に協議したと思わない。また、今回の資料（p1）にもあるように、「「倉敷市第五次総合計画後期基本計画」の策定方針である、新しいまちづくりのスタートとなり、わかりやすく、市民ニーズに対応し、重点化・優先化し、かつ進捗状況がみえるという策定方針に留意するものとする」と明記してあるが、進捗状況が見えるとは言いがたいと感じている。今回はこれで終わりかもしれないが、環境基本計画についてはこれまでやってきた充実感があるが、同じような基本計画である緑の基本計画については本当にこれでいいのかという疑問が残る。

（委員）緑の基本計画は内部組織で最終的に作っているそうであるが、審議会はこの環境審議会が唯一では。その割には、意見を聞く機会がなかったと思う。庁内組織というのは仕方がないが、出来れば文章等で、重要な意見も出ると思うので、審議会委員なり、市民の意見をもっと聞いてまとめている

ってほしい。

（会長）作業が遅れたためにそうなったのだと考える。市民の意見というのは、必ず入れなければならないというのではないが、重要なものもある。特に大事なものは、内部で具体的な議論をする前に、倉敷市における緑、緑化というのはどういうものか、その定義を十分議論し、その上で、どこを重点化するなど具体的なことを決めてほしい。残念ながら審議会としては緑化基本計画としては十分な議論はしていない。基本的には庁内で、緑化推進本部が決めるということで、認めたいと思う。

（会長）次に（３）倉敷市自然環境保全実施計画について報告を願う。

（事務局）本実施計画は環境基本計画の基本目標のひとつ、「緑豊かな自然と人の共生する環境」の達成のため、実施目標を定め、具体的な事業・実施の実現に向けて策定しているものである。７月の審議会で、平成１２年度から１７年度までの５年間の実施状況と評価と見直しに当たっての方向性について報告した。それを踏まえて、今回は平成１８年度から２２年度までの実施計画案として報告する。計画の見直しについては自然環境保全に関する本審議会の意見や自然保護監視員の意見を参考にし、庁内関係部署との協議により、策定している。

環境基本計画での変更とも関連して、「希少野生生物の生息・生育環境の保全」の項目（ｐ６）の設定や外来種対策（ｐ２）を加えた。今後地域の方に協力いただきながら事業を進めていきたいと考えている。

（会長）先ほど、実施計画については数値目標がいるという議論もあったが、ここには入っていない。今日意見が出たので、今日の資料で修正ということは出来ないが、数値目標的なものは今後入れる予定があるか？それともこのまま文章だけであるのか？

（事務局）これまでの審議会でもその年度の実績、次年度の予定を報告している。そのときには予算的なもの、数値目標、等を記載して報告することになる。

（会長）結果の報告か？事前に、か？

（事務局）この計画自体は遅れているが、７月の第２回審議会で１７年度までの５年間の総括と、１８年度の予算等の資料をつけて報告を行った。来年度の審議会の中で同様に、予算等の数値を入れたものを報告する。時期によるが、前年度が終了していれば、前年度の結果と当年の予算の報告を行う予定である。

（会長）（計画のうち）全部はとても出来ないだろうから、今年度に何をどこまでやるのか、『継続』などの項があるので何をどこまでやるのか決めていないと思われる。

（実施計画の）中身についてはいかがか？これは中間報告的なものなのか？基本計画と一緒に答申をするのか？

（事務局）報告のみである。

（会長）内容については、異論は無いようである。

（委員）ネイチャープランは、基本目標である「緑豊かな自然と人の共生する環境」の実実施計画であるが、ほかの３つの基本目標については、実施計画はあるのか？全体の実施計画はないのか？

（事務局）環境基本計画は実施計画的な部分も含めてつくっている。自然環境については特別に実施計画をつくっている。環境基本計画全体では、緑の基本計画、景観計画、緑のマスタープラン、公害防止計画などもろもろの計画があって、そういった形でのものになっている。４つの基本目標に対応しているわけではないが、それぞれ計画の中で達成されることになる。

(委員) 前回の実施計画については、A B Cなどの評価があったと思うが、評価をするときには基本目標1の評価であって、基本目標の2・3・4はこういった形ではなく、いろいろな計画にまたがって存在していると考えてよいか？

(事務局) ネイチャープランについてはネイチャープランのみの評価である。基本計画の重点施策については倉敷市環境白書の中で、評価している。内部評価である。

(委員) 全体を見るには、どれを見ればよいのか？以前の審議会で評価が出ているシートが資料としてあったが、そのような全体の実施についてはどれを見ればよいか？

(会長) ネイチャープランは自然環境についての実行計画と評価を含んでいる。それ以外のものでは実行計画は作っていないが、実際に行政を進めていくためには、何らかのものを作らないと進めていけないのでは。

時間の関係で審議が尽くせないが、貴重な意見をもらった。これらの意見を十分反映できるようにしてほしい。

では、(4) その他について何かあるか？

(事務局) 答申については、会長、副会長にお願いしたい。

(会長) 議論が十分とは言えないが、その他、意見があれば事務局に挙げてもらいたい。なるべく意見は反映させたいと思う。付帯意見ということで、意見が述べられることがあるので、ぜひ、出してほしい。

これで審議を終了する。

(事務局) 意見等があれば、答申のこともあるので、2月2日までに事務局にお願いする。

会議録承認

会 長

印

署名委員

印

署名委員

印